

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表六の二(三)付表二 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細														
試験期 研究費 の 総額 別 に 帰 属 する 額	各連結法人における試験研究費の額		1	円	連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 繰 越 事 業 年 度 の 繰 越 控 除 金 額 を 超 え る 場 合 及 び 直 前 累 積 控 除 未 済 額 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	20	円					
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2				直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の 連結事業年度の別表六の二(三)付 表三「27の②」)	21						
	当期税額控除額 (別表六の二(三)「14」)		3				総額方式分控除可能額 (16)	22						
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$		4				$(20) - (21) - (22)$	23						
特 別 期 間 控 除 額 の 個 別 に 帰 属 する 額	各連結法人における特別試験研究費の額 (別表六の二(七)「7の計」)		5		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 繰 越 事 業 年 度 の 繰 越 控 除 金 額 を 超 え る 場 合 及 び 直 前 累 積 控 除 未 済 額 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	各連結法人の最初の超過連結事業 年度の特別試験研究費の額	24						
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)		6				最初の超過連結事業年度の特別試 験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	25						
	当期税額控除額 (別表六の二(三)「21」)		7				$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$	26						
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(5)}{(6)}$		8				$(19) + (26)$	27						
連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	全額場 合 連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (各連結法人の別表六の二(三)付表三)		9		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 繰 越 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度 の 繰 越 控 除 金 額 を 超 え る 場 合 及 び 直 前 累 積 控 除 未 済 額 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	試験研究費の総額に係るもの	28						
	一 部 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 繰 越 事 業 年 度 の 繰 越 控 除 金 額 を 超 え る 場 合 及 び 直 前 累 積 控 除 未 済 額 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	繰越控除金額 (別表六の二(三)「26」)	10				試験研究費の総額に係るもの	29					
			直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直 前の連結事業年度の別表六 の二(三)付表三「27の②」)	11				各連結法人の各連結事業年度の 試験研究費の額	30					
			$(10) - (11)$	12				各連結事業年度の試験研究費 の額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	31					
			各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	13				$(28) \times \frac{(29)}{(30)}$	32					
			最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14				特別研究税額控除未済額 (別表六の二(三)付表三「25の②」)	33					
			$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$	15				各連結法人の各連結事業年 度の特別試験研究費の額	34					
			総額方式分控除可能額 (最初の超過連結事業年度の別 表六の二(三)付表三「25の①」)	16				各連結事業年度の 特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(33)の合計)	35					
			各連結法人の最初の超過連結 事業年度の試験研究費の額	17				$(32) \times \frac{(33)}{(34)}$	36					
			最初の超過連結事業年度の 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)	18				連結繰越税額控除限度超過額に 係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は((15)又は(27)) + (31) + (35))	37					
			$(16) \times \frac{(17)}{(18)}$	19					38					
			各連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細											
			試験研究費の総額に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「9」 - 「14」)				37	円	特別試験研究費に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「17」 - 「21」)		39	円		
			(37)のうち各連結法人の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(2)}$				38		(39)のうち各連結法人の個別帰属額 $(39) \times \frac{(5)}{(6)}$		40			

別表六の二（三）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が平成27年改正前の措置法第68条の9第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（平成27年改正前の措置法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「各連結法人における試験研究費の額1」は、試験研究費の額に措置法第68条の14第6項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の

5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、平成27年改正前の措置法令第39条の44第3項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第4項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び平成27年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）又は第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載します。